

うなぎ稚魚漁業の許可について

令和8年1月26日

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定及び香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）第11条第1項の規定に基づき、同規則第4条第1項第29号に掲げるうなぎ稚魚漁業につき、その許可又は起業を認可すべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 うなぎ稚魚漁業

（1）許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	漁業者の数	漁業を営む者の資格
火光利用 たも網	観音寺市、三豊市内の河川（三豊市田井川については別添図3のとおり）、鳴川幹線排水路（別添図4のとおり）、豊浜港（別添図5のとおり）	2月1日から 4月30日まで	1	県内に住所を有し、農林水産大臣からうなぎ養殖業の許可を受けて自己の営むうなぎ養殖業に係る養殖用種苗を自給する者であって、前年度に香川県知事からうなぎ稚魚漁業許可を受けていた者 ただし、3親等以内の親族が許可を引き継ごうとする場合は、この限りでない。

（2）許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年1月26日～令和8年1月28日（内水面漁場管理委員会に当該期間について了承を得たため）

（3）備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、令和8年2月1日から令和9年1月31日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- (ア) 国又は、地方公共団体等が行う公共事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (イ) 「うなぎ稚魚（13センチメートル以下のもの、以下同様）」以外を採捕してはならない。
- (ウ) 採捕した「うなぎ稚魚」は他に売却譲渡してはならない。
- (エ) 「うなぎ稚魚」養殖のための養殖池を完備のうえ採捕しなければならない。
- (オ) 同業者間の申し合わせ事項を厳守のうえ採捕しなければならない。
- (カ) 他種漁業者と協調して採捕しなければならない。
- (キ) 県の指示する様式により採捕量と池入れ量を報告しなければならない。
- (ク) 大臣許可を受けた池入れ数量を超えて、「うなぎ稚魚」を採捕してはならない。
- (ケ) 採捕従事者は別記のうなぎ稚魚漁業採捕従事者証を携帯するものとする。
- (コ) 採捕した「うなぎ稚魚」は、その年の7月31日まで養殖しなければならない。
- (サ) 漁業権漁業の区域内では、その漁業の妨害をしてはならない。

(別記)

(表)

年うなぎ稚魚漁業採捕従事者証	
写真 貼付	第 - 号
	許可の有効期間 年 月 日から同年 月 日まで 操業区域 <hr/>
氏名 香 川 県	県印

(裏)

採捕従事者
住 所
生年月日 年 月 日
許可名義人氏名 (許可番号第)
漁業種類

別添図3

操業区域 三豊市田井川

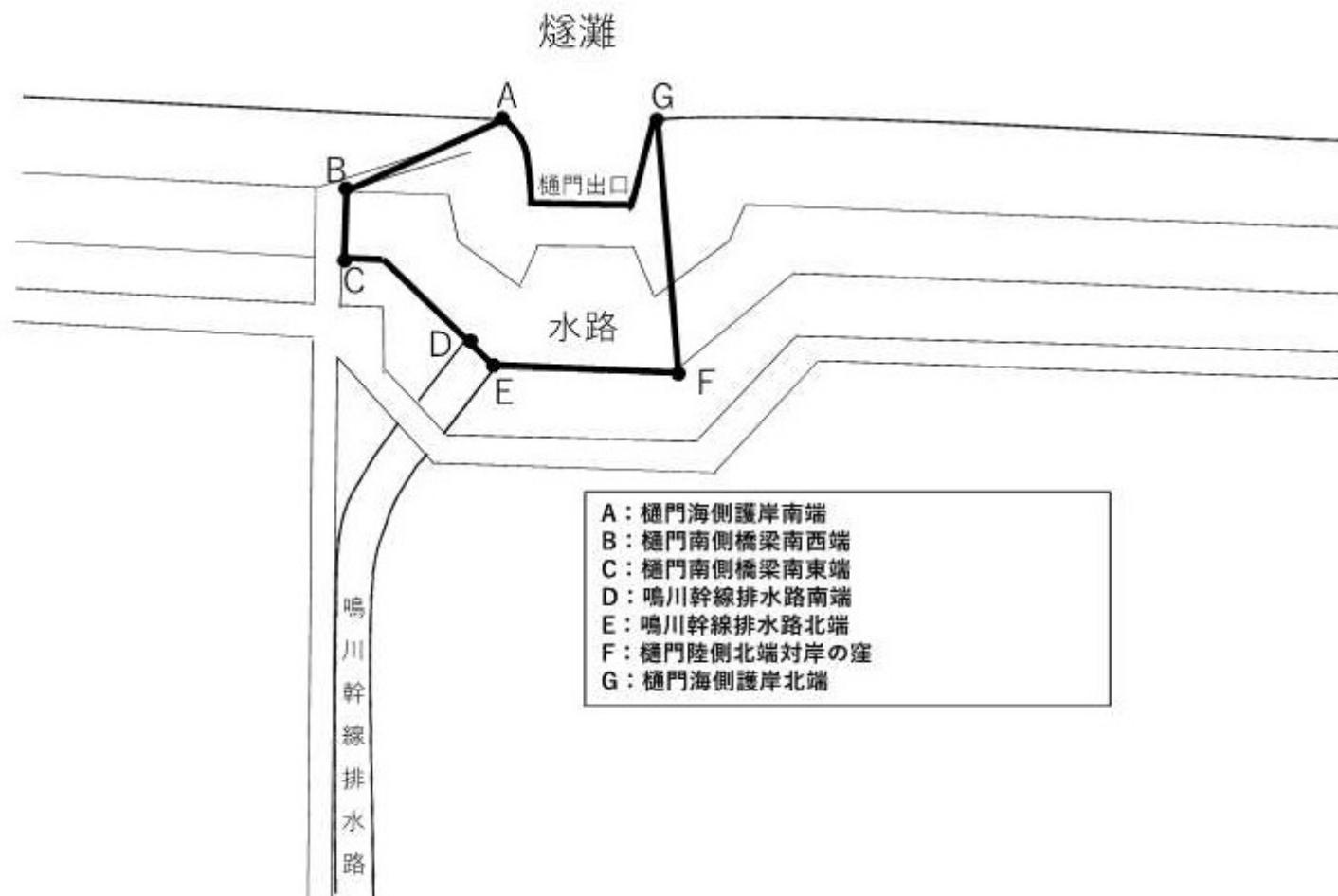
直線ABと三豊市仁尾町北新橋下流端に囲まれた区域



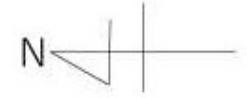
別添図4

操業区域 鳴川幹線排水路

直線AB、BC、CD、DE、EF、FGと樋門出口に囲まれた水面



別添図5



操業区域 豊浜港
直線ABと最大高潮時海岸線に囲まれた区域

